

平成 17 年度エコツーリズム推進協議会 ガイド登録・認定制度第 15 回作業部会

平成 17 年 9 月 8 日 (木) 19:35 ~ 22:00

【参加者】 敬称略

ガイド

日高順一
山本勝也
松本毅
伊藤仁久
真津昭夫
大野睦 (欠席)
日高健
井坪美紀
岩川俊朗
中田隆昭
寺田賢志
郷洋一郎 (欠席)
満園 茂

事務局

環境省 上席自然保護官 廣瀬勇二
" 自然保護官 深田尊熙
観光協会 会長 柴 鐵生
屋久島環境文化財団事務局長・屋久島環境文化村センター事業課長 柴田 澄夫
" 事務局次長・屋久島環境文化研修センター副館長 田中良二
" 屋久島環境文化研修センター研修課長 酒匂和善
" 研修課主査 日高健
屋久町環境政策課長 日高豊伸
" 課長補佐 緒方久志
" 主事 山崎和哉
" 観光商工課課長 池上純久
課長補佐 藤山順三郎
上屋久町環境政策課環境対策課課長 宮田弘
泊征一郎
支援機関 (株)メッツ研究所嘱託記録員 村松佳子

第15回ガイド登録・認定制度作業部会 議事要旨

日時：2005年9月8日(木) 19:35～22:00

場所：屋久町総合センター 1階会議室

全体

ガイド登録・認定制度制度化に向けて実施要綱・心得等の見直し検討等が行われた。

要旨

1. 前回作業部会の確認

- ・ 訂正特になし

2. 屋久島ガイド登録・認定制度実施要綱及び屋久島地区エコツーリズム推進協議会設置要綱について

資料1は前回作業部会内容を反映。大きな変更点は以下のとおり。

【屋久島ガイド登録・認定制度実施要綱】第5条2項 委員会は登録・認定の適否を審査部会に依頼する、と追記。

【屋久島地区エコツーリズム推進協議会設置要綱】第9条 登録・認定の審査部会の設置、と追記。

3. 第14回作業部会での再検討事項の処理報告について

- ・ ガイド部会運営委員の本作業部会傍聴の要望：作業部会にガイド部会三役および運営委員の多数が参加していることと、作業部会委員がガイド部会に伝達するという¹ことで、傍聴はできないということを確認する。
- ・ 「心得十二ヶ条」と「共通確認事項」は、事務局案の両方を指すものと意味する。
(議長)
- ・ 傍聴の再検討を願う。
- ・ ホームページでの議事公開だけでは不十分。観光協会ガイド部会運営委員会への伝達は我々からできるが、それ以外の人たちにも情報の共有の機会を。HP閲覧可能なのはおそらく半数程度の間人で、半数は知る機会が与えられていない。
- ・ 何十人も傍聴となった場合、会の進行もままならないので不可能。(議長)

4. ガイド部会より回答の「心得見直し案」について

資料2屋久島観光協会ガイド部会提出の「ガイド心得12ヶ条見直し案」《屋久島ガイドの指針と屋久島ガイドの共通確認事項》(以下「ガイド案」と称す)の内容説明・経過確認。

「指針」と「心得」の違いについて

- ・ 登録基準として同意を求められる対象を「指針」(明確なもの、共通ルール・共通確認事項、罰則規定の根拠なるため)とし、心得(曖昧、理念的)とは一線を画し

た。これまでの一連の流れで同意を求められてきた「心得」と「指針」とを分けることで、作業部会委員以外のガイド関係者等にも違いを明快にわかるよう言葉を区別した。心得 12 カ条が提示された経緯が、作業部会で検討して出たものではなく、同意が要求され、処罰対象である危険性を含むものが、事務局から一方的に提示された経緯があり、ガイド側としては神経質になっている。

- ・ 「心得」も守るべきものであることに変わりないが、罰則の対象として「屋久島ガイド共通確認事項」として明確に箇条書きした。これは観光協会ガイド部会員に対して、守るべきルールの候補 53 項目についてアンケートを実施し、大多数の同意を得たものを箇条書きとしてあげ、半々で意見の分かれたものはガイド部会で引き続き協議するとした。同意したものに違反したとき、罰則(抹消等)の対象となり、判別基準となるものは明確にすべきだ。また、「心得 12 ヶ条」への同意書は NO であるというガイド部会の結論があり、ガイド部会会員への説明責任として違いを明確にする意図もある。一人でも多くこのガイド登録制度に賛同を得るために、引っ掛かりをなくす為言葉の整理が必要である。
- ・ 唯一のペナルティは登録抹消だが、実施要綱には「同意書に反したとき処罰する」とは書いていない、つまりそのような処罰方法ではない。委員会の設置の仕方や運用方向を変えていけばよいのでは？心得を尊重し、共通ルールは守ってもらう、というのがわかりやすい。
- ・ ガイド案の一は、ガイドとして最重要要件の自然の利用について保全 + 利用を心得としてうまくぼかして書いている。二は技術・知識・人間性について、特に「人間性」は人によって評価捕らえ方が違い、あやふやである。

【屋久島ガイド登録・認定制度実施要綱 第 3 条】

- ・ 「登録希望するガイドは、様式 1 の「屋久島ガイド心得に同意し、様式 2 の申請書及び様式 3 のガイド総覧閲覧掲載情報記入用紙に必要事項を記入し、別表 3 の提出書類を添付して協議会会長に申請するものとする。」という表記に改め、同意書、申請書、必要事項記入の同意を並列に扱う。

ガイド案「屋久島ガイド心得」前文 一・二・三の項の組み立てはさらに検討する。

- ・ 事務局で文言や軸を組み立てていい。
- ・ 当事者ガイド間で練ったほうがよい。

ガイド案から「自然保護憲章」削除の理由について

- ・ 「自然保護憲章」は広い幅の人に対して理想的な姿勢を求めたものであり、ガイドの心得としては内容的に合致しない。また屋久島での認知度として低いため、ガイド案から外された。屋久島憲章は屋久島を、エコツーリズム憲章はエコツーリズムを対象にしており、屋久島ガイドの心得として適切な事項と考えられる。

ガイド案から「カントリーコード」「マナーガイド」削除の理由について

- ・ 共通ルールのガイドの捉えかたを再度確認したい。また白谷雲水峡・屋久杉ランドの協力金を客に理解を求める必要性はないか。
- ・ 「カントリーコード」「マナーガイド」は島外からの来島者に対する呼びかけであり、ガイドが屋久島や自然に対してそれなりの造詣と理念を持って行う行為はこの規制の必要範疇外であるとの見解である。キャンプ地以外でのキャンプ禁止、山中での焚火禁止などあるが、本当にいけないことか？島の暮らしを知らない観光客に対して求められ、作られた文言ではないか。また、白谷雲水峡は入口出口というが、出口は楠川歩道である。
- ・ 客に対する啓発行為は当然、ガイド自身も守るべき。協力金の理解を客に求めるのもガイドの当然の行為。当たり前すぎることも共通ルールであるが、例えば、山中での焚火が禁じられているが、人命に関わる場合などは例外だろう。
- ・ ガイド間の意見では、当たり前すぎて前提として提示するには抵抗がある。
- ・ 「マナーガイド」「カントリーコード」の項目で、ガイド案共通確認事項項目に漏れるものを上げて検討するほうが建設的である。
- ・ 協力金に関しては、白谷雲水峡・ヤクスギランドは定着しているが、新たに登山協力金の話も浮上し、これについてガイドに対し何の説明もなされておらず、それまで含まれるのであればNOである。また、収入・支出が明確なら理解を得易いが、現在は雑収入という形で不明瞭である。
- ・ 登山道からはずれないことがガイド案に入っていない。よいフィールドがあるなら、共通理解をもって利用するようにして、三々五々分け入るべきではない。また、ガイド業で行うことと、余暇活動で利用することは分けて行わなければならない。
- ・ 現在、漁業者とダイビング事業者とのトラブルが報告されているが、ガイド事業者以外の住民とのトラブルについて、ガイド案では触れられていない。（議長）
- ・ 漁業者とのトラブルについてアンケートでは11対47の比率で過半数以下。当たり前と言う感覚もあるかもしれない。
- ・ 当たり前すぎてアンケートで賛同しなかった人もいるのではないか。アンケート実施53項目を提示してもらった用がよい。
- ・ アンケートで賛成半数程度のものはグレーゾーンとして今後検討するとした。70・80%のものを共通確認事項項目としてあげた。
- ・ 当たり前すぎというより、明示するとやばいと思える人もいたのでは。
- ・ 登山道を外れてはいけないと規制するより、オーバーユース等結果が出てきたとき、それをガイドは敏感に察知し、対処すべきで今は大きな問題は生じていない。
- ・ その適正な利用加減の歯止めが利かないことが問題だ。
- ・ 環境問題は遑って把握しなければならない。動物の住処であり、個人の財産ではなく、神様の作った自然という共有の財産で、それを使って生業としているガイド業

が、共有の財産を侵してしまうことの内容にしなければならない。いい意味でガイド観光の世界を育てていくために意見を聞かなくてはならない。ガイド案の屋久島ガイド共通確認事項の4番目は「環境保全関係法令を遵守する」だけでよいのか？地元の合意を遵守する必要性もないか。屋久島独自のルールをもてる環境にあるのはありがたく、検討すべきだ。

その他

- ・ 山に動物を入れない。沢登り、保険加入を希望しない人もいる。ヘルメット着用の必要あり。
- ・ 川のカヌーでも犬連れで周囲へ迷惑をかける同様の問題が生じる。
- ・ 盲導犬や介助犬などはどうか？(議長)
- ・ ガイドの守るべきルールであって、一般の人が従わねばならないことを論じているのではない。
- ・ 屋久島固有のルールを検討していくのであって、山に救助犬を連れてはいる行為は、現在屋久島では受け入れられていない行為で、犬による救助活動を第一の目的とするなら他所でやるべきである。

議論をもう少し重ねる必要があるので、もう一回部会を設ける。次回は9/14(水)とし、10/1 制度試行を目指す。

以上